

教職員の長時間労働を解消するための
働き方改革について

令和2年3月

全国都道府県教育長協議会第4部会

目 次

I	調査研究の趣旨	1
II	調査概要	2
III	調査結果の概要	3
1	勤務時間の把握について	3
(1)	勤務時間の把握調査	3
(2)	勤務時間の把握・管理	3
ア	勤務時間の管理方法	3
イ	今後導入を検討している管理方法	5
(3)	勤務時間管理結果の活用	5
2	長時間勤務の改善状況について	6
(1)	長時間勤務の改善状況	6
(2)	働き方改革の推進	7
ア	中学校	8
イ	高等学校	8
ウ	特別支援学校	9
(3)	教員の意識改革	10
3	長時間勤務の解消に向けた効果的な取組	11
(1)	分析結果	12
ア	中学校	12
イ	高等学校	12
ウ	特別支援学校	13
(2)	具体的な取組（好事例の紹介）	13
ア	中学校	13
イ	高等学校	14
ウ	特別支援学校	14
IV	調査のまとめ	15
	調査票	18

I 調査研究の趣旨

平成31年1月25日、中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「中教審答申」）及び文部科学省から「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「上限ガイドライン」）が示されたところである。これにより、勤務時間管理に当たっては自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカード等により客観的に把握すること（中教審答申）や、職務として行う研修や児童生徒の引率等、校外における勤務時間も「在校等時間」として外形的に把握すること（上限ガイドライン）、校外における勤務時間もできる限り客観的な方法により計測すること、教育委員会において、所属内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定すること、及び、在校等時間の超過勤務を月当たり45時間以内、年当たり360時間以内とすること等が示された。また、上限ガイドラインは、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」）の改正によって法的根拠のある「指針」に格上げされることとなっており、より実効性が高まることが予想される。

さらには、厚生労働省が調査委託した「平成28年度過労死などに関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」の結果によると、労働時間を正確に把握することが残業時間の減少、年休の平均取得日数、メンタルヘルスの状況の良好化に資することが明らかとなっていることから、学校現場においても勤務時間を正確に把握することが不可欠となっている。

これらを踏まえ、第4部会では、教育財政の観点から、各都道府県における教員の勤務時間の把握状況や、教員の働き方改革につながる各都道府県の業務改善の現状や取組を把握し、考察することで、今後の各都道府県における、施策、事業の検討、また、国への要望に役立てるものとする。

Ⅱ 調査概要

- 1 調査対象 47都道府県（回答率100%）
対象となる学校：都道府県立学校
（※市町村立学校は除く）
- 2 調査期間 令和元年9月12日から令和元年9月30日まで
- 3 調査基準日 令和元年8月1日現在
- 4 調査内容
（1）働き方改革の取組について
（2）勤務時間の把握・管理等について
（3）都道府県教育委員会における勤務時間の上限に関する方針等について
（4）今後検討予定の事項について
- 5 研究担当県 宮城県、岡山県

Ⅲ 調査結果の概要

1 勤務時間の把握について

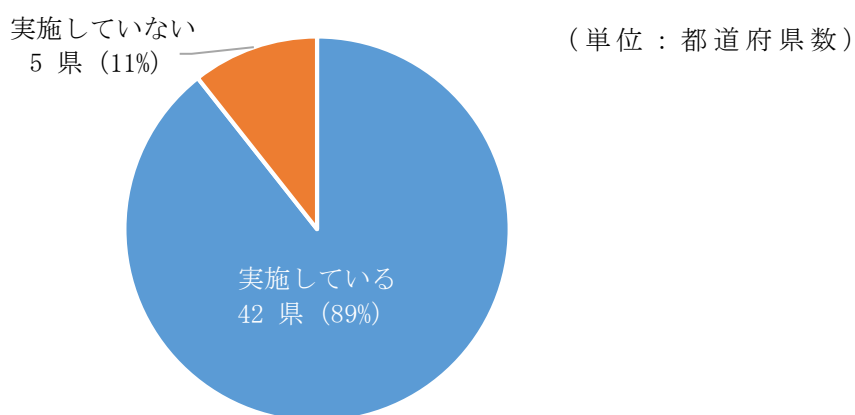
(1) 勤務時間の把握調査

教員等の勤務時間の実態を把握するための調査(※)を「実施している」のは42県で、ほとんどの都道府県が行っている。(図1)

また、「実施していない」と回答した都道府県においても、教員出退勤管理システムデータやタイムカードなどを活用することで勤務時間を把握しており、全ての都道府県において、教員の勤務時間の把握が行われている状況である。

※文部科学省が実施した「平成28年度学校教員実態調査」に倣い、1週間以上の期間を定めた勤務実態調査等

図1 「勤務時間の実態を把握するための調査」の実施状況



(2) 勤務時間の把握・管理

ア 勤務時間の管理方法

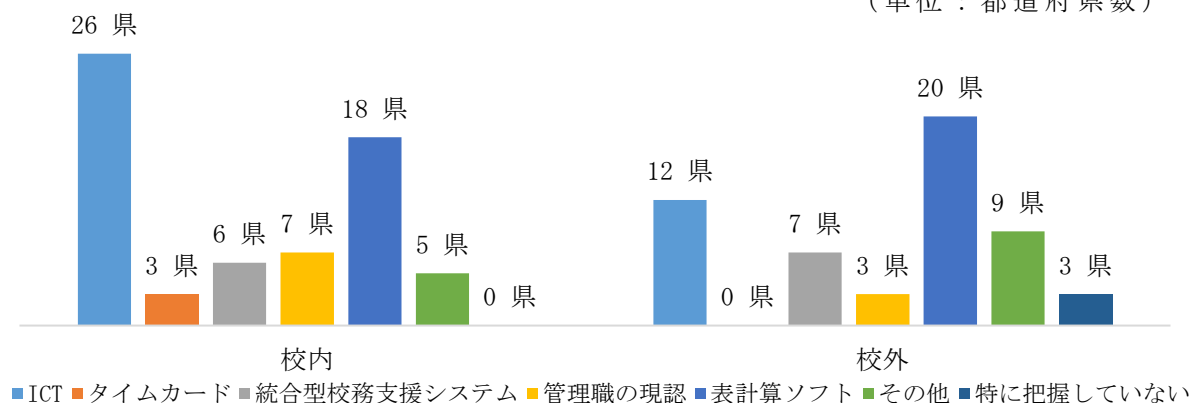
都道府県立学校の教員の勤務時間を把握するために導入している管理方法について、「校内」では「ICT(ICカード、パソコンの使用時間等)」が26県で、半数以上の都道府県が導入している。

また、「校外」における管理方法は「(統合型校務支援システム以外の)表計算ソフトへの本人入力」が20県で、入力は本人に

よる事後申告が多く、客観的な把握は難しい状況である。(図2)

図2 教員の勤務時間の把握方法 複数回答可

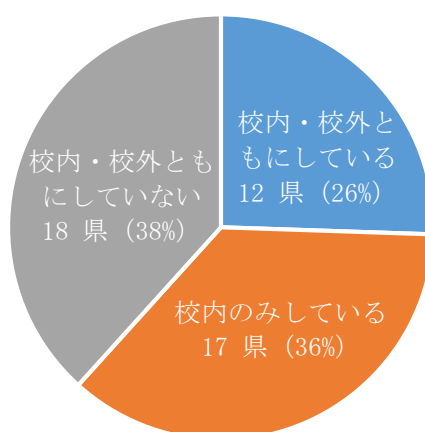
(単位：都道府県数)



なお、図2の集計結果について、上限ガイドラインで勤務時間管理に当たっては、自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカード等により客観的に把握することが求められていることを踏まえ、「勤務時間の客観的な把握」の観点から再集計した。(図3)

図3 客観的な勤務時間の把握状況

(単位：都道府県数)



これによると、「ICT(ICカード、パソコンの使用時間等)」又は「タイムカードによる記録」によって「校内・校外」とともに客

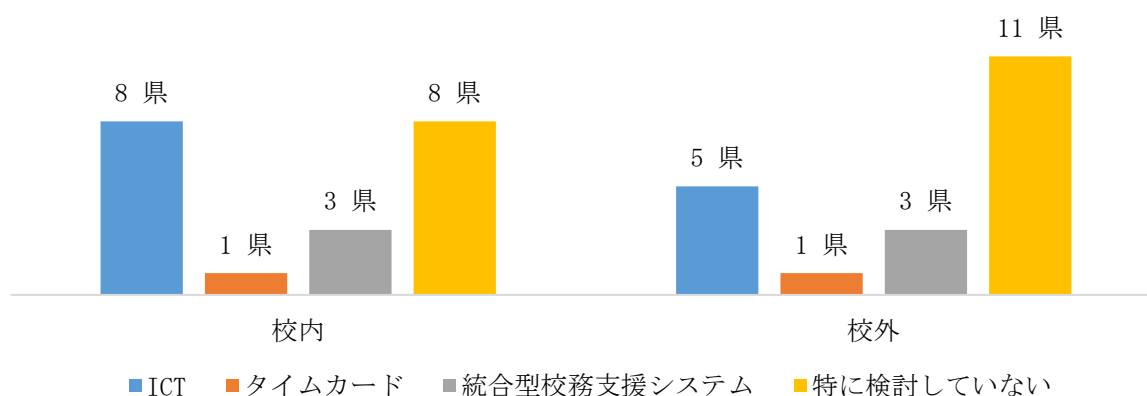
観的な方法で把握しているのは12県、「校内のみ」が17県で、合わせて29県が客観的な把握方法を導入している。

イ 今後導入を検討している管理方法

図3で、「校内・校外ともに客観的な方法で把握していない」と回答した18県が今後導入を検討している管理方法は、校内、校外ともに「ICT」が最多であるが、現時点で導入できていない理由としては、予算の確保等、財政的な理由を挙げている都道府県が多い。また、「特に検討していない」と回答した都道府県も一定数存在することから、調査時点では導入に対する都道府県間の温度差が表れている。(図4)

図4 今後導入を検討している管理方法 複数回答可

(単位：都道府県数)



現時点で導入できていない理由（主なもの）

- ・ 財政的理由（システム構築・改修の予算化が困難等）
- ・ システム開発等に時間を要するため。
- ・ 勤務時間申告・集計等の負担及びシステム改修が課題であるため。
- ・ 既に導入は決定しているが、調査時点では未導入。

（3）勤務時間管理結果の活用

多くの都道府県が「産業医面談の対象者抽出」に用いているほか、

集計結果を学校に周知するなどの活用も見られる。

勤務時間の把握結果の活用事例

- ・産業医面談の対象者抽出
- ・集計・分析を行い、多忙化改善に向けた取組の検証を実施
- ・時間外勤務時間の職種別平均や80時間・100時間超の人数の推移をとりまとめ、毎月県立学校に周知

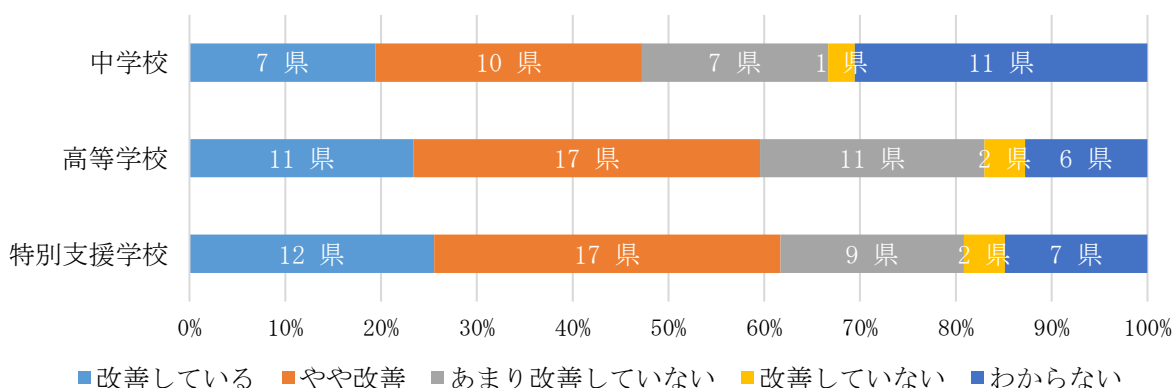
2 長時間勤務の改善状況について

(1) 長時間勤務の改善状況

各都道府県が実施している教員の勤務実態に関する調査結果や、各学校において管理している在校時間の推移状況等から、平成30年度の長時間勤務の改善状況について、校種ごとに回答を求めた結果、「改善している」「やや改善している」と回答した都道府県は、中学校で17県（47.2%）、高等学校で28県（59.6%）、特別支援学校で29県（61.7%）となっている。（図5）

※各学校へのICT導入が平成30年度からであり、経年比較が困難等の理由から回答不能とした都道府県も一定数存在する。
これらの都道府県は、「分からない」として集計している。

図5 長時間勤務の改善状況 （単位：都道府県数）



なお、長時間勤務が改善傾向にあると回答した都道府県は、高等

学校及び特別支援学校では6割前後である一方、中学校では5割を下回っている。これは、都道府県立中学校は学校数が少なく（※）、経年比較が困難である等の理由から「分からない」と回答した都道府県が多い（11県）ことも要因の一つであると考えられる。

※都道府県立中学校を設置している36都道府県中、設置数が1校～3校は30県。（出典：文部科学省「令和元年度学校基本調査」）

（２）働き方改革の推進

各都道府県が実施している働き方改革に係る取組のうち、長時間勤務の改善に効果があったと思われる取組を、①から⑱及び「その他」の20項目から3つまで回答を求めた。そして、各都道府県が「その他」と回答したもののうち、多かったものを㉔から㉗として集計した結果が下記のとおりである（㉔から㉗以外の「その他」は㉘として集計。）（図6）。

表１ 長時間勤務の改善に効果があったと思われる取組

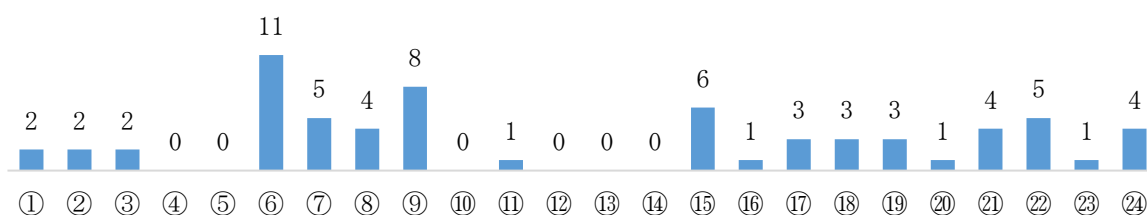
① 業務改善目標（KPI）の設定	㉓ コミュニティ・スクールの導入
② 業務改善のPDCAサイクルの構築	㉔ 地域学校共同活動の推進
③ 業務実施の統一的な方針の策定	㉕ 校務支援システムの導入
④ 事務職員の校務運営への参画の促進	㉖ ICTを活用した教材の共有
⑤ 共同学校事務室の導入	㉗ 研修・研究事業の見直し（適正化）
⑥ 部活動指導員の導入	㉘ 教育委員会実施の調査統計の見直し
⑦ スクールカウンセラーの導入	㉙ 教育委員会主催の会議等の見直し
⑧ スクールソーシャルワーカーの導入	㉚ 留守番電話の設定
⑨ スクール・サポート・スタッフの導入	㉛ 学校閉庁日・定時退庁日の設定
⑩ スクールロイヤー制度の導入	㉜ 部活動の適正化（休養日の設定等）
⑪ 教員の業務量を調整する体制の構築	㉝ 好事例の共有
⑫ 福祉部局・警察等との協力連携	㉞ その他

ア 中学校

「⑥部活動指導員の導入」と回答した都道府県が11県で最多であり、次点で「⑨スクール・サポート・スタッフの導入」(8県)、「⑮校務支援システムの導入」(6県)となっている。(図6-1)

図6-1 中学校 複数回答可

(単位：都道府県数)



文部科学省が実施した「平成28年度教員勤務実態調査」(表2)では、中学校における部活動指導に係る業務時間は、平成18年度と平成28年度を比較すると平日・休日のいずれも増加傾向にあり、特に、休日における業務時間は平成18年度調査から「+1時間3分」と大幅に増加していることから、教員の部活動指導に対する負担は大きいものと思われる。

中学校においては、部活動指導員を導入することで、教員の部活動指導に係る負担を軽減することが長時間勤務の改善に有効であると考えられる。

表2 中学校における部活動指導時間の増加(平成18年度・28年度比較)

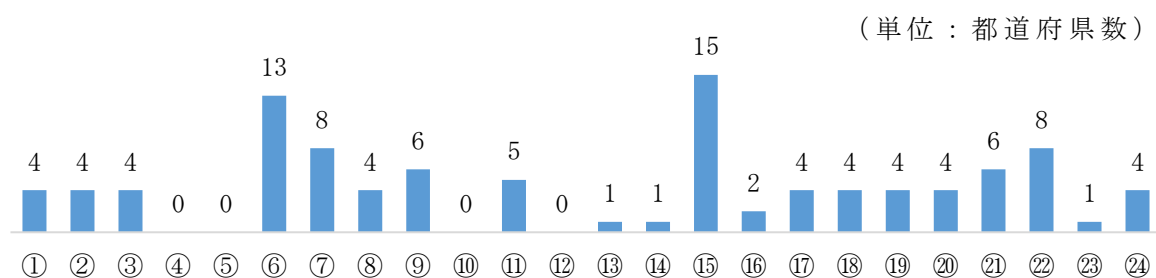
平日			休日		
18年度	28年度	増減	18年度	28年度	増減
0:34	0:41	+0:07	1:06	2:09	+1:03

イ 高等学校

「⑮校務支援システムの導入」と回答した都道府県が15県で

最多であり、次いで「⑥部活動指導員の導入」（１３県）、「⑦スクールカウンセラーの導入」及び「②部活動の適正化（休養日の設定等）」（各８県）となっている。（図６－２）

図６－２ 高等学校 複数回答可



「⑮校務支援システムの導入」は、中学校においても回答が多かった項目であるが、高等学校ではより多くの回答が得られた。これは、１校当たりの生徒数が中学校よりも高等学校が多く、生徒の情報を一元的に管理する上で校務支援システムを利用することによる負担の軽減の度合いが中学校よりも大きいことが理由として考えられる。

また、中学校では最多だった「⑥部活動指導員の導入」は、高等学校でも２番目に多い取組となっている。これは、中学校と同様に、高等学校においても部活動指導は教員の大きな負担となっているため、それを軽減する上で部活動指導員は有効であるということの表れであると考えられる。また、「②部活動の適正化（休養日の設定等）」と回答した都道府県が多いことも、教員の部活動指導に対する負担の大きさが表れていると言える。

ウ 特別支援学校

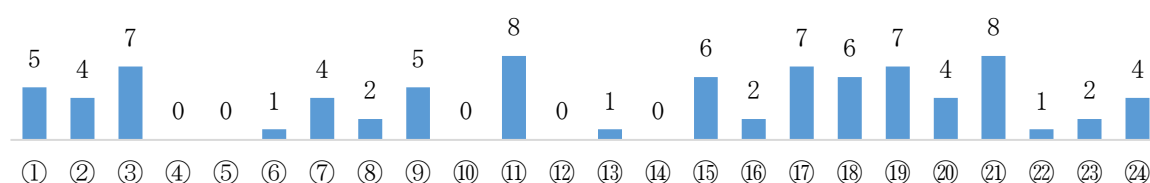
「⑪教員の業務量を調整する体制の構築」及び「㉑学校閉庁日・定時退庁日の設定」と回答した都道府県が各８県で最多であり、次点で「③業務実施の統一的な方針の策定」、「⑰研修・研究事業の見直し（適正化）」及び「⑲教育委員会主催の会議等の見直し」

が各 7 県となっている。(図 6－3)

「㉑学校閉庁日・定時退庁日の設定」は、中学校・高等学校でも比較的回答が多く寄せられた取組である。中学校及び高等学校で多く回答された「⑥部活動指導員の導入」及び「㉒部活動の適正化（休養日等の設定）」は、学校の特性上、回答数が少なかったことから、相対的に「㉑学校閉庁日・定時退庁日の設定」が上位になったものと思われる。

図 6－3 特別支援学校 複数回答可

(単位：都道府県数)



「㉔その他」の中で特徴的な取組（主なもの）

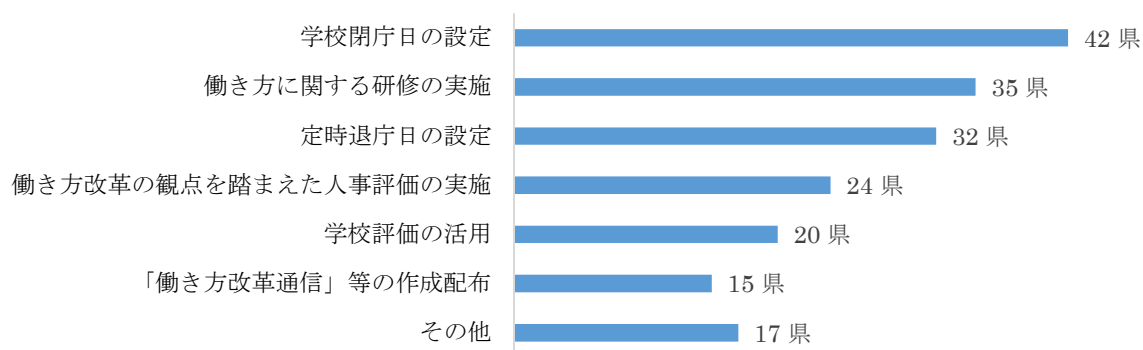
- ・時差出勤の実施（中・高・特）
- ・年次有給休暇起算日の変更（中・高・特）
- ・外部人材を利用した「心のケア支援員」の配置（中）
- ・ポータルサイトを利用した朝礼等の効率化（特）

（３）教員の意識改革

教員に対して勤務時間を意識した働き方を促すために、教育委員会で実施している取組は「学校閉庁日の設定（４２県）」や「働き方に関する研修の実施（３５県）」及び「定時退庁日の設定（３２県）」が上位となっており、多くの都道府県で取組が進んでいる。(図 7)

図 7 勤務時間を意識した働き方を促す取組 複数回答可

(単位：都道府県数)



3 長時間勤務の解消に向けた効果的な取組

2 (1) において、長時間勤務の改善状況が「改善している」「やや改善している」と回答した都道府県が、どのような取組を進めているか分析した。

(再掲) 図 5 長時間勤務の改善状況

(単位：都道府県数)

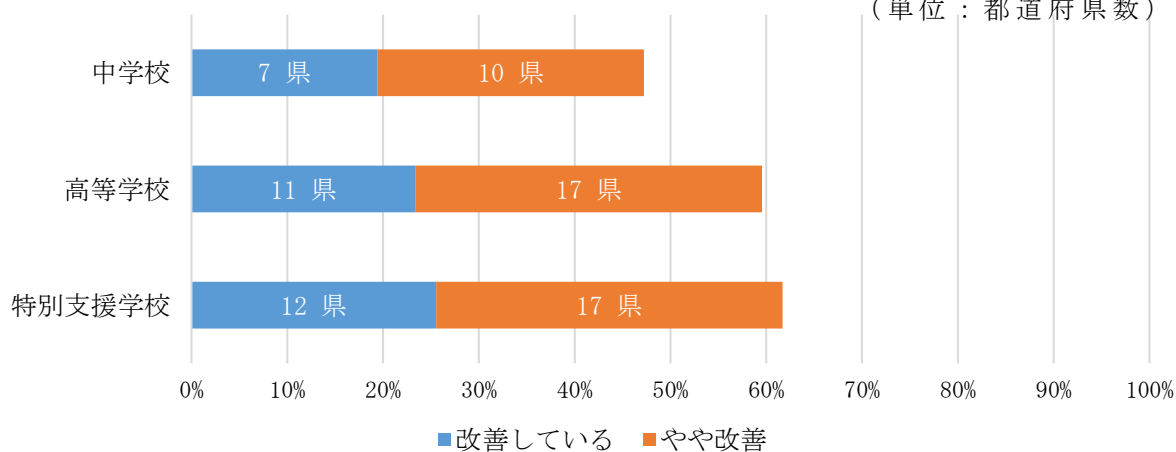


表３ 「長時間勤務の改善状況」について「改善している」「やや改善している」と回答した県が、「長時間勤務の改善に最も効果があったと思われる」と回答した取組
(単位：都道府県数)

項目	中	高	特
①業務改善目標（ＫＰＩ）の設定	1	2	4
②業務改善のＰＤＣＡサイクルの構築		1	2
③業務実施の統一的な方針の策定		1	4
⑥部活動指導員の導入	2	2	
⑦スクールカウンセラーの導入		1	1
⑨スクール・サポート・スタッフの導入	2	2	1
⑪教員の業務量を調整する体制の構築			2
⑮校務支援システムの導入	2	3	1
⑮教育委員会実施の調査統計の見直し	1	1	1
⑲教育委員会主催の会議等の見直し			2
⑳留守番電話の設定			1
㉑学校閉庁日・定時退庁日の設定	1	3	3
㉒部活動の適正化（休養日の設定等）	3	6	
㉓好事例の共有			1
㉔その他		1	

※未回答県があるため、（再掲）図５合計数と一致しない。

（１）分析結果

ア 中学校・イ 高等学校

２（１）において長時間勤務が「改善している」「やや改善している」と回答したのは中学校で１７県、高等学校では２８県（図５）であるが、当該回答県が表１に掲げる取組の中で「長時間勤務の改善に最も効果があったと思われる」と回答した取組（表３）は「㉒部活動の適正化（休養日の設定等）」が最多であった（中学校３県、高等学校６県）。

また、同じく部活動に関する取組として「⑥部活動指導員の導入」と回答した都道府県も中学校、高等学校ともに2県ずつあることから、中学校、高等学校においては教職員の部活動に関する負担を軽減することが、長時間勤務の改善に最も効果的であると考えられる。

ウ 特別支援学校

特別支援学校では、長時間勤務が「改善している」「やや改善している」と回答したのは29県（図5）で、「①業務改善目標（KPI）の設定」「③業務実施の統一的な方針の策定」（各4県）が効果が高い結果（表3）となっており、長時間勤務の改善に向け、具体的な数値目標や業務の統一方針を定め、業務改善への意識を高めることが長時間勤務の改善に効果が表れていると考えられる。

（2）具体的な取組（好事例の紹介）

校種ごとに回答数が多かった項目について、各都道府県の具体的な取組事例は以下のとおりである。

ア 中学校

	概要	成果	課題	方針
⑥部活動指導員の導入	部活動指導員の配置	教員が部活動指導に係る時間を、指導員に代替してもらうことにより、授業準備や校務処理に充てることができる時間が創出された。	部活動指導員を配置することができる学校が一部にとどまっており、一層の配置拡充が求められる。	順次配置拡充に努める。
	部活動指導員の配置	部活動を担当していた教員が、安心して指導員に任せられるようになり、教員の労働時間の短縮及び精神的負担の軽減が図られた。	部活動指導員の職責や勤務条件などで折り合いがつかず、人材確保が図れなかった。	部活動指導員と部顧問の連携や、部活動指導員活用の好事例などについて、各学校と市町村教育委員会等で共通理解を図り、今後も情報提供や意見交換を行いながら積極的な活用推進を図る。
②部活動の適正化（休養日の設定等）	部活動の上限時間及び休養日の設定 ※活動時間は、平日2時間・休日3時間を上限とし、休養日は、平日週1日及び土・日いずれか週1日以上としている。	勤務実態調査の「正規の勤務時間外で最も時間を割いた業務」の項目において、部活動を選択した者の割合が減少している。	各協会等主催の大会が土日に多く開催されている、プロやオリンピックを目指す生徒たちの競技力向上の方策、「看板的掛け替え」等一部に規制を守らない実態 など。	各協会等への大会精選の依頼や競技力向上についての連携、活動時間や休養日に係る規制の実施状況の実態把握など。
	部活動休養日は、中学校・高校ともに原則として、週2日以上、平日1日と土曜日又は日曜日とし、県内統一して実施した。	昨年1年間で、土曜日又は日曜日の休日を52日以上設定した運動部は、98.4%にのぼり、時間外勤務時間も縮減されている。	一部の保護者や生徒、教員の中には、競技力の低下等を危惧する声があること。	継続して実施していく。
	「〇〇県教育委員会働き方改革プラン」（H29.6策定）及び「〇〇県 運動部活動の在り方に関する方針」（H30.7）を設定し、部活動休養日を徹底した。 「原則、週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする）」	週休日に業務に従事した者の1日当たりの割合、1日当たりの平均従事時間が減少した。	休養日の徹底が不十分である。	週休日の勤務時間について把握し、他課と連携しながら、休養日の徹底を図る。

イ 高等学校

	概要	成果	課題	方針
⑥部活動指導員の導入	部活動指導員の導入	休日等における対外試合の引率回数の減少により、教員の負担が軽減。専門的指導を受けたという生徒や保護者のニーズに応え、技能が向上。	有能な人材の確保	引き続き、部活動指導員の導入を推進していく。
	県立高校12校に引率もできる部活動指導員をモデル配置している。(2018～2019年度)	部活動指導員による部顧問の時間外勤務削減時間数は、部活動指導員1名あたり年間で平均217.5時間となっている。また、配置校からは部顧問の負担軽減につながっていると好評である。	配置校数や配置人数を拡大したいと考えているが、予算確保や人材確保が課題となっている。	配置校数や配置人数等、事業拡大の方向で考えている。
⑦部活動の適正化(休養日の設定等)	部活動の上限時間及び休養日の設定 ※活動時間は、平日2時間・休日4時間を上限とし、休養日は、平日週1日及び土・日いずれか週1日以上としている。	勤務実態調査の「正規の勤務時間外で最も時間を割いた業務」の項目において、部活動を選択した者の割合が減少している。	休日4時間がスポーツ庁のガイドラインの3時間より長い。 ※その他、中学校における課題と同じ課題あり。	休日4時間の規制の見直し。 ※その他、中学校における課題と同じ方針。
	部活動ガイドラインの策定(運動部・文化部ともに)	部活動ガイドラインに則り、各学校において活動方針を策定し、適切な活動時間や休養日等の設定を行ったことで、勤務時間外に部活動に従事する時間の縮減に向けて効果が見え始めた。	保護者や生徒及び地域の理解を得ながら、各学校において取組を徹底していく必要がある。	部活動ガイドラインを踏まえた適切な活動時間や休養日の設定状況についてフォローアップを図るとともに、取組を徹底していく。
	部活動休養日は、中学校・高校ともに原則として、週2日以上、平日1日と土曜日又は日曜日とし、県内統一して実施した。	昨年1年間で、土曜日又は日曜日の休日を52日以上設定した運動部は、83.9%のほり、時間外勤務時間も縮減されている。	土曜又は日曜の休養日を確実に実施できていない運動部が約16%ある。一部の保護者や生徒、教員の中には、競技力の低下等を危惧する声があること。	継続して実施していく。
	部活動時間の適正化	部活動時間の適正化による長時間勤務時間の縮減	強化指定校の扱い	部活動指導員の確保、活用の拡大
	部活動運営の適正化 ①毎週土日のいずれか1日を休養日とする。②休日における各顧問の部活動指導上限を70日とする。③土日のいずれか1日を休養日とできない場合は、年70日の範囲で活動可能。	生徒には学習時間の確保が図られた。教職員も時間確保が図られた。部活動を見直す機会となった。	学校、教職員で温度差がある。	引き続き部活動を見直すとともに、参加大会等の精選も検討していく。
	「〇〇県教育委員会働き方改革プラン」(H29.6策定)及び「〇〇県 運動部活動の在り方に関する方針」(H30.7)を設定し、休養日を徹底した。「原則、週当たり2日以上(平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする)」	週休日に業務に従事した者の1日当たりの割合、1日当たりの平均従事時間が減少した。	休養日の徹底が不十分である。	週休日の勤務時間について把握し、他課と連携しながら、休養日の徹底を図る。

ウ 特別支援学校

	概要	成果	課題	方針
①業務改善目標(KPI)の設定	管理職による声掛け	掃りやすい雰囲気づくり 全教員の勤務時間の把握と管理職による毎日の確認、学校ごとの退勤時刻の設定、ノル残業デーの設定及び管理職による退勤の確認等について数値目標を設定し、全校で取組むことによって時間外勤務の縮減につながった。	なし	学校業務改善方針の徹底
	業務改善目標(KPI)の設定		達成が困難な学校もある。	未達成の事項について、引き続き達成を目指す。
	〇〇県学校業務カイゼンプランを策定し、年次的に時間外業務時間の削減目標を示した。	各学校において各職員の勤務時間に関する管理意識が高まった。	意識の高揚は進んでいるが、時間外業務月80時間以上の長時間勤務者は一定数存在しており、適切な労務管理と勤務時間を意識させる労務監督は継続した課題である。	管理職に対する研修や校長会等で引き続き徹底を図る。
	「〇〇県教育委員会働き方改革プラン」(H29.6策定)において、月当たりの時間外業務時間25%減(H28年度比)という目標を設定している。	各校ごとに、プランに示す重点取組を実施し、28年度に比べ削減している。	他の校種に比べ、時間外業務時間が少ない分、削減率が低くなっている。	モデル校の取組を普及することで、削減に向けた取組を促進していく。
③業務実施の統一的な方針の策定	「県立学校教職員の勤務時間の適正な管理並びに総労働時間短縮のための指針」の一部改正(国のガイドラインに沿った働き方の推進、時間外勤務80時間以下/月となるような取組を進めることなどを明記)(H31.3.29)	労働安全衛生管理体制の適切な運営や、国のガイドラインに沿った働き方の推進に向けた実効性ある取組の推進により、教職員の心身の健康増進や長時間労働の解消につながっている。	国のガイドラインに沿った働き方の推進に向けた組織体制の改善	引き続き、実効性のある取組が行われるよう学校を指導していく。
	学校警備員を配置	勤務時間の前後の学校施設の管理に関する業務の他、勤務時間前のスクールバスの連絡調整等の業務の負担が軽減された。	次年度以降の予算の確保	引き続き、警備員を配置していく予定
	各校の調査結果、取組等を教育委員会できりまとめ、校長会や教頭会で情報を提供した	各校の管理職が他校の取組を参考に、自校の改善策を検討し実施した	勤務時間外の留守番電話対応について研究	時間外勤務時間は平成26年度から減少しており、今後もこれまでの取組を継続する
	全ての学校において、学校経営計画書に多忙化解消に向けた取組を明記	平成30年度末学校対象調査によると、「勤務時間や退勤時刻を意識して計画的に仕事を進めている」と答えた教員は、全体の86%と業務改善への意識は確実に高まっている。	上記と同様の調査で、「『生徒と向き合う時間』や『指導準備の時間』が前年度に比べ、増えている」と答えた教員は、全体の59%にとどまっており、より実効性のある取組の推進が求められる。	引き続き、継続

Ⅳ 調査のまとめ

今回の調査研究では、教員の長時間勤務の解消という観点から、各都道府県における教員の勤務時間の把握状況を調査した上で、各都道府県の長時間勤務の改善状況及びそのために効果があった取組について調査を行った。

1 勤務時間の把握・管理等について

教員等の勤務時間の実態を把握するための調査を「実施している」のは42県で、ほとんどの都道府県が行っており、「実施していない」と回答した都道府県においても、教員出退勤管理システムデータやタイムカードなどを活用することで、勤務時間を把握しており、全ての都道府県において教員の勤務時間を把握している。

勤務時間の管理方法のうち、「校内」における管理方法は「ICT（ICカード、パソコンの使用時間等）」が26県で半数以上の都道府県が導入しているが、「校外」における管理方法は「（統合型校務支援システム以外の）表計算ソフトへの本人入力」が20県となった。

このように、各都道府県における勤務時間の管理方法は様々であり、上限ガイドラインで求められているICT等による客観的な把握を行っている都道府県もある一方で、表計算ソフトへの本人入力等によって把握している都道府県も一定数あることが、今回の調査で改めて明らかとなった。特に、校外における勤務時間を把握する上では各教員が自己申告によらなければ把握することが困難であり、課題となっている。

また、「校内・校外ともに客観的な方法で把握していない」と回答した18県が今後導入を検討している管理方法は、校内、校外ともに「ICT」であるが、現時点で導入できていない理由としては、予算の確保等、財政的な理由を挙げている都道府県が多いことが判明した。

2 働き方改革の取組について

各都道府県が実施している働き方改革に係る取組のうち、長時間勤

務の改善に効果があったと思われる取組は、中学校・高等学校では、教員の負担の大きい部活動指導に対する「部活動指導員の導入」であると考えられる。また、長時間勤務が改善傾向にある都道府県が、どのような取組を行っているかについても分析したが、ここでも「部活動の適正化（休養日の設定等）」、「部活動指導員の導入」が上位となっていることから、教員の部活動指導に関する負担軽減が必要である。

特別支援学校については、長時間勤務の改善に向け、具体的な数値目標や業務の統一方針を定め、業務改善への意識を高めることが長時間勤務の改善に効果が表れている。

そのほか、教員に対して勤務時間を意識した働き方を促すために、多くの都道府県で「学校閉庁日・定時退庁日の設定」や「働き方に関する研修の実施」などに取り組んでいる。

3 教職員の長時間労働の解消に向けて

現在、国では教職員の働き方改革を推進するため、「一年単位の変形労働時間制の導入」や「業務量の適切な管理等に関する指針の策定」に関して、給特法を改正し、各教育委員会に必要な取組を求めている。また、「GIGAスクール構想の実現」として、令和時代のスタンダードな学校像とした全国一律のICT環境整備を進めることとしており、来年度から始まる新学習指導要領と併せ、学校や教職員を取り巻く環境は大きな変化を迎えている。

こうした中、学校現場では、教員の児童生徒に向き合う時間を確保するために、業務の見直しや外部人材の導入などの働き方改革が急務となっている。

今回の調査研究では、働き方改革の第一歩となる「客観的な勤務時間の把握」が徐々に進んでいることが明らかになったが、なお複数の都道府県では財政的理由により進んでいない状況も見られた。

「平成28年度過労死などに関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業」で明らかになっているとおり、勤務時間を正確に把握することが長時間勤務の解消につながる。また、上限ガイドライン

が「指針」として法制化される中、その前提となる勤務時間の客観的な把握は重要である。したがって、その環境整備を行うために、国に対し財政支援を積極的に要望していく必要がある。

また、「部活動指導員の導入」等、外部人材を活用した取組が、長時間労働の解消に成果が上がっていることも判明した。

こうした取組を推進するため、働き方改革に向けたハード面への財政支援のみならず、外部人材の導入をより一層推進するための財政支援についても、国に対し引き続き要望を行っていくことが必要である。

全国都道府県教育長協議会第4部会 令和元年度研究テーマ

「教職員の長時間労働を解消するための働き方改革について」

都道府県番号	
都道府県名	
担当者所属	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

1 働き方改革の取組について

問1 勤務時間の実態についてお伺いします。

(1) 貴教育委員会では、教員の勤務時間の実態を把握するための調査(※1)を実施していますか。

※1 文部科学省が実施した「平成28年度学校教員実態調査」に倣い、1週間以上の期間を定めて勤務実態等を調査するもの。なお、在校等時間について調査していれば「実施している」で回答してください。(当該調査の調査項目に「各教員の担当教科や校務分掌等」、「ストレスチェック」等を含んでいる必要はありません。)

〈該当する欄に「○」を記入〉

① 実施している ☐ → (2)へ

② 実施していない ☐ → (3)へ

(2) ((1)で①「実施している」と回答した場合)当該調査の名称、調査対象等についてお答えください。

① 調査名称	
② 調査対象	
③ 調査頻度	
④ 調査期間	
⑤ 調査内容	

→ (4)へ

(3) ((1)で②「実施していない」と回答した場合)調査を実施していない理由をお答えください。〈自由記述〉

--

(4) 長時間勤務の改善状況についてお伺いします。

平成29年度と比較した場合の、平成30年度の長時間勤務の状況についてお答えください。〈選択肢回答〉

〈1.改善している 2.やや改善している 3.あまり改善していない 4.改善していない〉

(1)で①「実施している」と回答した場合は、最新の調査結果と過去の調査結果を比較して、②「実施していない」と回答した場合は、各学校で管理している在校時間の推移状況、または、貴教育委員会において策定している業務改善方針等の達成状況等を鑑みて総合的に判断願います。

中学校(※2)	
高等学校(※2)	
特別支援学校	

※2 義務教育学校、及び中等教育学校についても把握している場合は、適宜該当する校種に含めて判断してください。

問2 働き方改革の推進についてお伺いします。

- (1) 貴教育委員会で実施している働き方改革に係る取組で、改善に効果があったと思われる取組について校種ごとに3つ以内で選択し、順位付けして教えてください。〈選択肢回答〉

① 業務改善目標（KPI）の設定	⑪ 教員の業務量を調整する体制の構築
② 業務改善のPDCAサイクルの構築	⑫ 福祉部局・警察等との協力連携
③ 業務実施の統一的な方針の策定	⑬ コミュニティスクールの導入
④ 事務職員の校務運営への参画の促進	⑭ 地域学校共同活動の推進
⑤ 共同学校事務室の導入	⑮ 校務支援システムの導入
⑥ 部活動指導員の導入	⑯ ICTを活用した教材の共有
⑦ スクールカウンセラーの導入	⑰ 研修・研究事業の見直し（適正化）
⑧ スクールソーシャルワーカーの導入	⑱ 教育委員会実施の調査統計の見直し
⑨ スクールサポートスタッフの導入	⑲ 教育委員会主催の会議等の見直し
⑩ スクールロイヤー制度の導入	⑳ その他

	(1) 効果があった取組			
	1位	2位	3位	「⑳その他」の場合はその内容〈自由記述〉
中学校				
高等学校				
特別支援学校				

- (2) 貴教育委員会で実施している働き方改革に係る取組で、実施したものの思うような効果がなかった取組について校種ごとに3つ以内で選択し、順位付けして教えてください。〈選択肢回答〉

① 業務改善目標（KPI）の設定	⑪ 教員の業務量を調整する体制の構築
② 業務改善のPDCAサイクルの構築	⑫ 福祉部局・警察等との協力連携
③ 業務実施の統一的な方針の策定	⑬ コミュニティスクールの導入
④ 事務職員の校務運営への参画の促進	⑭ 地域学校共同活動の推進
⑤ 共同学校事務室の導入	⑮ 校務支援システムの導入
⑥ 部活動指導員の導入	⑯ ICTを活用した教材の共有
⑦ スクールカウンセラーの導入	⑰ 研修・研究事業の見直し（適正化）
⑧ スクールソーシャルワーカーの導入	⑱ 教育委員会実施の調査統計の見直し
⑨ スクールサポートスタッフの導入	⑲ 教育委員会主催の会議等の見直し
⑩ スクールロイヤー制度の導入	⑳ その他

	(2) 思うような効果がなかった取組			
	1位	2位	3位	「⑳その他」の場合はその内容〈自由記述〉
中学校				
高等学校				
特別支援学校				

- (3) 問2(1)「効果があったと思われる取組」のうち、最も効果があった取組の概要について校種ごとにお答えください。〈自由記述〉

【中学校】

概要	
効果	
課題	
今後の方針	

【高等学校】

概要	
効果	
課題	
今後の方針	

【特別支援学校】

概要	
効果	
課題	
今後の方針	

- (4) 問2(2)「思うような効果がなかった取組」についてお伺いします。
効果が得られなかった要因についてお答えください。〈複数選択可：該当する欄に「○」を記入〉

	中	高	特
① 財政的理由			
② 人的理由（人材確保、資質向上等） ※財政的理由を除く			
③ 制度的理由			
④ その他（具体的に記入↓）			

④「その他」の具体的な内容〈自由記述〉

中学校	
高等学校	
特別支援学校	

2 勤務時間の把握・管理等について

問1 勤務時間の把握・管理についてお伺いします。

- (1) 都道府県立学校の教員の勤務時間を把握するために貴教育委員会で導入している管理方法について「校内」「校外」別にお答えください。〈複数選択可：該当する欄に「○」を記入〉

「校内」とは：学校内での勤務

「校外」とは：校外での会議、研修、対外試合引率 等

把握・管理方法	校内	校外
① ICT（ICカード、電子計算機の使用時間（パソコンのログイン・ログアウトなど））		
② タイムカードによる記録		
③ 統合型校務支援システム（※3）への本人入力		
④ 校長等の管理職の現認		
⑤ （③以外で）表計算ソフト（エクセル等）への本人入力		
⑥ その他（ ）		
⑦ 特に把握していない		

※3 教務系（成績処理、出欠管理、時数管理等）、保健系（健康診断票、保健室来室管理等）、学籍系（指導要録等）、学校事務系などを統合した機能を有しているシステム

- (2) (1)の「校外」欄で選択した方法について、校外における勤務時間を把握・管理する上で工夫していること及び課題があればお答えください。〈自由記述〉

工夫	
課題	

- (3) 以下の把握・管理方法のうち、今後導入を検討しているものがあればお答えください。〈複数選択可：該当する欄に「○」を記入〉

把握・管理方法	校内	校外
① ICT（ICカード、電子計算機の使用時間（パソコンのログイン・ログアウトなど））		
② タイムカードによる記録		
③ 統合型校務支援システム		
④ 特に検討していない→ 問2へ		

- (4) ((3)で①～③を選択した場合)現在その把握・管理方法を導入していない・できていない理由をお答えください。〈自由記述〉

--

問2 勤務時間管理結果の活用についてお伺いします。

問1(1)で把握・管理した勤務時間結果を活用している事例があればお答えください〈自由記述〉

--

問3 教員の意識改革についてお伺いします。

- (1) 教員に対して勤務時間を意識した働き方を促すために、都道府県教育委員会として実施している取組を回答してください。〈複数選択可：該当する欄に「○」を記入〉

① 定時退庁日の設定	
② 学校閉庁日の設定	
③ 働き方に関する研修の実施	
④ 働き方改革の観点を踏まえた人事評価の実施	
⑤ 学校評価の活用	
⑥ 「働き方改革通信」等の作成配布	
⑦ その他 (〈自由記述〉)	
⑧ 特に実施していない	

- (2) 教員が勤務時間を意識した働き方を行うよう促す上で成果があった取組があれば記入してください。〈自由記述〉

--

3 都道府県教育委員会における勤務時間の上限に関する方針等について

問1 勤務時間の上限に関する方針についてお伺いします。

- (1) 貴教育委員会では、「上限ガイドライン」※4を参考に、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針を策定していますか。

※4「上限ガイドライン」とは平成31年1月25日文部科学省「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」をいう。

〈選択肢回答：1 策定済 2 検討中〉

策定状況

--

- (2) 上記方針の策定期間及び、検討中の場合は予定期間をお答えください。〈自由記述〉

策定期間

--

- (3) (1)で「1 策定済」と回答した場合) 方針の実効性を担保する上で課題と思われることを記入してください。〈自由記述〉

--

問2 アクションプランについてお伺いします。

- (1) 貴教育委員会では、問(1)の方針を実現するためのアクションプランを策定していますか。

〈選択肢回答：1 策定済 2 検討中 3 策定予定なし〉

策定状況

--

- (2) (問2(1)で「1 策定済」又は「2 検討中」と回答した場合) 具体的な策定(予定)期間をお答えください。〈自由記述〉

策定期間

--

- (3) (問2(1)で「3 策定予定なし」と回答した場合) アクションプランを策定しない理由があればお答えください。〈自由記述〉

--

- 問3 貴教育委員会の働き方改革の方針、または、アクションプラン等における重点項目（柱となる主な取組項目）についてお答えください。なお、策定中の場合は、重点（柱となる項目）予定・検討中の取組みについて記入してください。〈自由記述〉

【お願い】今後の参考のため「方針」及び「アクションプラン」を策定済みの都道府県におかれましては、調査票と一緒に、それぞれについて、データで提供いただけると、幸いです。なお、ホームページにて公表している場合は、以下にそのURLを入力することで代用していただいても結構です。

公表URL	
-------	--

4 今後検討予定の事項について

長時間労働の解消に向けて、貴教育委員会において今後新たに取り組みたいことがあれば、お答えください。
〈自由記述〉

〈以上。ご協力ありがとうございました。〉

教職員の長時間労働を解消するための働き方改革について

(令和元年度研究報告書 No. 4)

全国都道府県教育長協議会第4部会

令和2年3月発行

編集・発行 全国都道府県教育委員会連合会

〒100-0013

東京都千代田区霞が関3-3-1

尚友会館

電話 03-3501-0575
